

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念の実践こそが「社会に信頼される企業であり続ける」ための基本と考え、事業を通じて持続的な成長と企業価値の向上に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題として位置づけてあります。

そのため、当社は株主の権利の尊重と全てのステークホルダーとの協働に努め、適時適切な情報の開示を行うとともに、社外取締役・社外監査役による独立した監査・監督機能を有効に機能させて取締役会等の適切な責務を果たしてまいります。

【経営理念】

1. 空間情報事業を通じて、安心で豊かな社会システムの構築に貢献する
2. 社会的に公正であることを判断基準として、法令遵守、社会倫理を尊重し、常に正しさを追求する
3. お客様の信頼を誇りに、最高レベルの空間情報を提供する

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

該当する事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先や顧客等の株式を保有することにより、当社のサービスおよび商品取引等の維持・拡大が期待される場合、総合的に勘案して株式を取得する場合があります。

なお、当社では一定額以上の株式の取得については、取締役会決議事項と定めてあります。

また、政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営に影響を与え、企業価値向上につながる重要な手段と考えておらず、以下の事項を踏まえて中長期的な企業価値の向上、株主還元の向上を期待できるかどうかを総合的に勘案し判断することとしております。

- ・議決権の行使は経済的な利益が増大することを目的に行われること
- ・株主の利益を最大にするような企業経営が行われるよう議決権行使をすること
- ・企業活動に関する適時かつ適切な情報開示が促進されるよう議決権行使をすること

なお、銘柄毎に応じた総合的な判断が必要なため、統一の議決権行使基準は設けておりません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が当社の取締役、監査役、主要株主等と取引を行う場合には、「取締役会規則」に基づき、重要性の高い取引について、取締役会での審議、決議を要することとしてあります。また、1年に1回、各取締役、監査役へ関連当事者間取引に関する調査を実施しております。

【原則3-1(i). 経営理念等、経営戦略、経営計画】

1)当社の経営理念については上記「1. 基本的な考え方」ならびに当社ホームページにて公開しております。

<https://www.pasco.co.jp/corporate/philosophy/>

2)当社の経営戦略、経営計画は、決算短信、株主通信や当社ホームページで公開しております。

・決算短信、有価証券報告書、株主通信については下記アドレスをご覧ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/library/>

・ビジネスモデル／空間情報の収集能力／人材育成／研究開発／セグメント情報等、要素ごとの経営戦略については、下記アドレスをご覧ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/management/>

・2018年5月9日に策定した「パスコグループ中期経営計画 2018-2022」については、

下記アドレスをご覧ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/management/plan/>

・個別の経営計画については、決算説明会情報をご参照ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/library/rb/>

【原則3-1(ii). コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

上記「1. 基本的な考え方」記載の通りであります。

【原則3-1(iii). 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】

1)取締役の報酬は、主に次の基準に基づいて決定することを方針としてあります。

監督機能、任期・中長期に向けた企業価値向上のビジョン、取締役会での積極性、中長期的な計画に基づく業績等

2)業務執行取締役の業務執行に係る報酬については、上記の他に次の基準を設けてあります。

責任領域の定性・定量的評価、期中の適切な提言・改善

3)上記の決定手続きについては、透明性、公平性を確保するため、上記の基準により算出された報酬額に関して、社外取締役等の非業務執行役員の助言を経たうえで、決定することとしてあります。

4)なお、取締役の報酬総額は株主総会の決議によって決定され、そのうち業績等を鑑みて適切な額の配分を上記の方針、手続きにて行うこととし

ております。

【原則3-1(iv). 取締役等の指名を行うに当たっての方針と手続き】

- 1)取締役候補者の指名は、主に次の基準に基づいて行うこととしております。
・監督機能、任期・中長期に向けた企業価値向上のビジョン、取締役会での積極性等に対する期待度(再任の場合は実績)
- 2)業務執行取締役については、次の要素を加味して行うこととしております。
・責任領域の定性・定量的評価、期中の適切な提言・改善等
- 3)独立社外取締役候補者の指名は、次の要素を加味して行うこととしております。
・会社法に定める社外要件や東京証券取引所が定める独立性基準に基づく実効的な独立性の他、兼務の状況、取締役会全体の機能を高めるための知識・経験・資質
- 4)監査役候補者の指名については、以下のいずれかの要件を満たしていることとしております。
・会社の事業に関する知見、財務会計に関する適切な知見、その他企業価値向上に当たり必要な監査および助言の能力・経験
なお、監査役候補者の指名においては、事前に監査役会の同意を得ることとしております。
- 5)社外監査役については、監査役の基準に次の要素を加味して候補者を指名することとしております。
・会社法に定める社外要件や東京証券取引所が定める独立性基準に基づく実効的な独立性の他、兼務の状況等
- 6)取締役会全体としての知識、経験、バランスに関する方針は、下記4-11-1に記載の通りであります。
- 7)取締役会全体の人数についても、監督機能と機動性・柔軟性のバランスを考慮し、最適な人数にしてあります。
- 8)取締役・監査役候補者の指名手続きは、透明性、公平性を確保するため、上記の基準により推薦された候補者を、社外取締役等の非業務執行役員の助言を経て行うこととしております。

【原則3-1(v). 取締役等の個々の指名についての説明】

上記方針と手続きに基づき、適任者を個々に、適切に指名しており、取締役・監査役については経歴を、社外取締役・社外監査役については、経歴を含む指名理由を株主総会招集ご通知に記載しております。

【原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」において定められた重要事項について判断・決定しております。

一方で、業務執行の機動性と柔軟性を高めるために、取締役会の決定や各種社内規程に基づき、上記以外の業務執行を、取締役等に委任し、この執行状況を適切に監督しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、下記の要領で、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定しております。

また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として指名するようとしております。

1)独立性の判断は、会社法に定める社外要件や東京証券取引所の定める独立性基準をもとに、実質的な独立性が担保されるよう、個別具体的指標を設け、かつ総合的に勘案した社内規程を定め、これに基づき行うこととしております。

2)取締役会全体の知識、能力等実効性確保のためのバランス、積極性等、当社の企業価値向上への貢献可能性を考慮し、候補者を指名しております。

【原則4-11-1. 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、以下の方針を社内規程に定め、これに基づき、取締役候補者を指名しております。

なお、指名の手続きにつきましては、原則3-1(iv)に記載の通りであります。

1)知識、経験、能力のバランスについては、取締役候補者としての指名方針に基づくほか、重要な業務の担当経験や現に担当する、もしくはさせようとする業務(営業、生産、管理等)経験等の要素を基準として、多方向からの視点による監督および重要事項の決定ができる体制を構築しております。

また、中立的な立場からの監督・助言を得るために、独立社外取締役の他に、業務を執行しない取締役を含めることとしております。

2)多様性については、性別・国籍は不問とし、企業価値向上のために必要とされる資質を積極的に取り入れるよう考慮しております。

3)規模については、定款の定めにより20名以内とし、当社の現状に合わせて監督機能と機動性・柔軟性のバランスを総合的に勘案して決定しております。

【原則4-11-2. 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

当社は社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであるとの観点から、社外取締役・社外監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであると考え、その具体的基準を社内規程において規定しております。

また、原則4-12-1の趣旨に沿って、取締役会の審議活性化のために、その業務に必要となる時間を振り向けるようにしてあります。

なお、その兼任状況につきましては、株主総会招集ご通知や有価証券報告書において開示しております。

【原則4-11-3. 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性については、次の通り評価しております。

- 1)取締役会は、当社の事業に精通した取締役と、企業経営の経験等を有する取締役等によって適切な人数で構成され、かつ極めて高い出席率を保っており、常に多様性やバランスを確保している中で活発な意見交換、適切な判断を行っております。
- 2)取締役会で報告、審議される内容は、「取締役会規則」等の社内規程に基づくほか、重要性を総合的に勘案し、適切に上申し、必要な時間をかけて審議しております。

なお、取締役会は、今後、各取締役の自己評価、相互評価を定期的に実施する等、より実効性を高めるよう努めてまいります。

【原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役が、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるよう社内規程に定めており、実行しております。

1)各人において、経営数値、会計、会社役員の責任、上場会社の責務、業界・市場・経済の動向、これら全般にかかる法令規制等に関する知識の習得に努めることとしております。

2)当社は、上記を支援するために、主要テーマの他、その時々の社会動向や個々の役員の能力知識に応じて研修を実施することとしております。特に、新任役員においては、就任後遅滞なく役員研修を実施しております。

3)上記研鑽や情報収集のために必要に応じ、外部の専門家等の助力を得ることとし、また必要と考えられる費用については、会社が負担することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主の皆様との建設的な対話を促進するため以下の体制整備・取り組みを行っております。

- 代表取締役による決算説明会を本決算の発表時に開催し、会社の方針や決算等に係る説明を行い、投資家とのコミュニケーションの場としております。
- 社内体制については、財務担当取締役が関連部署との連携を図りIR活動に関連する情報の取り纏めを行っております。財務担当取締役とIR担当部門は投資家の皆様からの電話や訪問による取材を積極的に受け付け、事業活動や決算等に係る説明を行っております。
- 開示資料に関しては、法定開示(有価証券報告書や事業報告書、計算書類)の他、株主通信や当社ホームページにおいて、広くIR情報の発信を行っております。
- 対話で得られた株主の意見等は、その影響度や重要性に応じて各取締役や関係部門へのフィードバックを行い、情報の共有、活用を行っております。
- インサイダー情報については、インサイダー取引の防止に関する社内規程を遵守することによって適切な管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セコム株式会社	51,584,000	71.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,806,000	2.50
みずほ証券株式会社	1,068,500	1.48
株式会社東京放送ホールディングス	750,000	1.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	591,000	0.82
三菱電機株式会社	557,000	0.77
パスコ社員持株会	550,600	0.76
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	451,000	0.62
株式会社三菱UFJ銀行	432,000	0.60
株式会社北陸銀行	370,679	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	セコム株式会社 (上場:東京) (コード) 9735

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	空運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社はセコムグループ企業として「セコムグループ社員行動規範」を遵守し、取締役および社員が一体となって業務の適正化を保持し、少数株主保護に努めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等の関係

当社の親会社であるセコム株式会社は、“ いつでも、どこでも、誰もが「安全・安心・快適・便利」に暮らせる社会 ” を実現する「社会システム産業」の構築を目指し、「セコムグループ2030年ビジョン」を策定しました。このビジョンのもと、暮らしや社会に安心を提供する社会インフラである「あんしんプラットフォーム」の構築を進めております。当社はセコムグループにおいて、空間情報サービス事業を担っております。セコム株式会社は当社の議決権を72.6%所有し、大株主として、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあり、取締役3名、監査役2名を派遣しておりますが、当社は事業運営にあたって、当社独自の意思決定に基づき、自らの責任のもとに経営を行っております。

親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社等との間で資金の借入等の取引を実施しております。当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三社との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
高村守	公認会計士										
中里孝之	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高村守	(略歴) 昭和53年11月 朝日会計社(現有限責任あづさ監査法人)入社 昭和57年9月 公認会計士登録 平成13年8月 同監査法人代表社員(現パートナー) 平成22年8月 同監査法人監事(監事會議長) 平成26年7月 高村公認会計士事務所(現) 平成28年6月 当社取締役(現) 平成28年6月 (株)ジェイアール東日本商事非常勤監査役 平成29年6月 ブューカード(株)社外監査役(現)	平成26年7月まで有限責任あづさ監査法人に勤務しておりましたが、退職後約4年が経過しております。出身会社の意向に影響される立場ではありません。また、本人は当社またはその子会社の監査業務は担当しておりません。以上の理由から、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
中里孝之	(略歴) 昭和57年11月 三菱信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株))入行 平成20年6月 三菱UFJ信託銀行(株)コンプライアンス統括部長 平成21年6月 同社経営管理部長 平成22年6月 同社執行役員経営管理部長 平成24年6月 同社常務取締役 平成26年6月 同社常務執行役員 平成27年6月 同社専務執行役員 平成28年6月 進和ビル(株)取締役社長(現) 平成28年8月 菱進ホールディングス(株)取締役社長(現) 平成29年6月 三菱製紙(株)社外監査役(現) 平成30年6月 当社取締役(現)	平成28年6月末まで三菱UFJ信託銀行株式会社に勤務しておりましたが、退職後2年間経過しており、出身会社の意向に影響される立場ではありません。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、本人の出身会社である三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金は全体の5.7%(平成30年3月期実績)であり、さらに同行の当社に対する持株比率は0.6%(平成30年3月期時点)で、当社の経営判断・事業活動に影響を受けることはありません。以上の理由から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

会計監査人として有限責任 あづさ監査法人を選任し、会計監査を受け、会計処理の適正性と経営の透明性の確保に努めています。会計監査人は、期初に監査役会に対し監査計画の説明し、四半期毎の監査報告会において取締役会および監査役会に対して監査結果の説明・報告を行う等、監査役会との連携を図っております。

監査役は監査職務の執行に当たり、内部監査部門である業務監査部ならびに、監査役を補助する監査役室と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するとともに、業務監査部より監査計画および監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じ調査を求めるものとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笠松重保	他の会社の出身者													
長坂省	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠松重保		(略歴) 昭和51年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 平成10年7月 同行資本市場営業部次長 平成15年7月 三菱証券(株)(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株))常務執行役員 平成22年6月 現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)専務取締役 平成24年6月 当社監査役(現) 平成27年8月 前澤工業(株)社外監査役(現)	平成15年6月まで(株)三菱UFJ銀行に勤務しておりましたが、退職後15年間経過しており、出身会社の意向に影響される立場ではありません。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、本人の出身会社である(株)三菱UFJ銀行からの借入金は、全体の7.9%(平成30年3月期実績)であり、さらに同行の当社に対する持株比率は0.6%(平成30年3月期時点)で、経営判断・事業活動に影響を受けることはありません。以上の理由から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。
長坂省		(略歴) 平成4年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成6年4月 東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所 平成14年6月 三光純薬(株)(現エーディア(株))社外監査役 平成15年1月 TMI総合法律事務所パートナー(現) 平成28年4月 EAファーマ(株)社外監査役(現) 平成28年6月 当社監査役(現)	平成6年4月より長年に亘り、法律の専門家としての職務に携わっております。なお、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

社外取締役 高村守氏は前事業年度開催の取締役会(16回)のうち、15回に出席しております。同氏は、公認会計士、会計監査人としての経験や会計に関する高い見識に基づき、毎回の取締役会において、積極的に助言や提言、意見表明を行いました。

社外監査役 笠松重保氏は前事業年度開催の取締役会(16回)のうち全て、監査役会(12回)のうち全ての監査役会に出席しております。同氏は経営の経験を踏まえた公正な意見表明を行いました。また、監査役会においては、監査に関する重要事項の協議を行い監査結果について意見交換を行いました。

社外監査役 長坂省氏は前事業年度の取締役会(16回)のうち全て、監査役会(12回)のうち全ての監査役会に出席しております。同氏は弁護士、他の会社の社外監査役としての経験や法律に関する高い見識に基づき、公正な意見表明を行いました。また、監査役会においては、監査に関する重要事項の協議を行い監査結果について意見交換を行いました。

なお、独立役員候補者の指名に関する方針は前述の原則3-1に記載の通りであります。また、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

今後の更なる飛躍のため、中長期的な業績と連動する評価、報酬体系を取り入れております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書ならびに事業報告において、社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(第70期:平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

取締役に対する報酬等総額 11名 89百万円(うち社外取締役 2名 7百万円)

監査役に対する報酬等総額 3名 16百万円(うち社外監査役 2名 7百万円)

当社業績の実績の推移と使用人給与との整合を勘案し決定しております。

年間報酬限度額

取締役 216百万円(平成元年6月定時株主総会決議)

監査役 36百万円(平成6年6月定時株主総会決議)

2. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

なお、報酬の額、算定方法の方針は前述の原則3-1に記載の通りであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

電子メールの活用や常時社内ネットワークにアクセスできる環境の提供等により取締役会の開催通知や取締役会資料その他当社のガバナンスに関する重要な事項を常に連絡する体制を整えてあります。また、取締役会事務局スタッフや監査役室長等が適宜情報を伝達しております。決算等の適時開示情報を含む重要案件等は常勤監査役ならびに担当取締役等から社外監査役に対し事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社として、取締役による的確で迅速な業務執行を行い、適切・適正な経営監視が可能な透明性の高い、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しております。

トップマネジメントのイニシアティブにつきましては、本社各部門が現業部門やグループ各社を対象に業務の適正運営、改善、経営効率向上を目的とした監理を行い、業務監査部および法務部が内部統制およびコンプライアンス運用状況について監査を実施し、これらの情報は直接経営者に届く仕組みとしております。さらに、法務部は、顧問弁護士および親会社の法務部との連携を図りながら、問題提起、改善を行っております。また、当社は、会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題(コンプライアンスにかかわる重要な事項を含む)および事業リスクに関する重要な決定を審査するために、社長を委員長とする常設のコンプライアンス経営実行委員会を設置しております。また、当社は、「グループ会社運営規程」を定め、国内外の連結子会社における企業経営の基本にかかる事項や重要な業務執行に係る事項等につき、当社の事前の承認を求めるとともに、当社グループの社会的な信用・信頼が失墜する事案が発生した場合または発生するおそれがある場合等には速やかに当社に報告することとし、当社グループのガバナンス体制の強化を図っております。

各機関等の活動状況は以下のとおりです。

1. 取締役(取締役会・経営会議)

当社の経営に係る事項を審議・決定する機関として、取締役および従業員の一部で構成する経営会議を設置しております。原則、毎月1回以上開催することとし、前事業年度は31回開催いたしました。

重要事項については、取締役会において、活発な意見交換により意思決定がなされます。さらに、取締役会は、取締役の業務執行状況につい

て、適正性、適法性などを確認し、職務執行監督機能を果たしております。なお、経営判断の機動性と経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としており、また、監督機能を高めるため、社外取締役2名を独立役員に指定しております。

前事業年度の取締役会については、取締役は11名、および監査役は4名で行われ、毎月定例のほか必要に応じて臨時取締役会を開催しており、16回開催いたしました。また、社外取締役は会社との間で責任限定契約(会社法第427条1項に規定する契約)を締結しております。

2. 監査役(監査役会)

監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、計画的に当社各部門およびグループ会社を訪問し、業務の適法性、適正性について監査しており、その結果は本社主管部門へ情報提供され、経営改善につなげております。

各監査役は、監査役会において意見交換し、取締役の職務執行の適法性、適正性について議論しております。各監査役は幅広い経営知識を有しておりますが、さらに監視機能を高めるため、社外監査役2名を独立役員に指定しております。

前事業年度における監査役会は12回開催いたしました。また、常勤監査役以外の監査役は会社との間で責任限定契約(会社法第427条1項に規定する契約)を締結しております。

3. 会計士監査

当社は、会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、利害関係はありません。

平成29年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次の通りです。

・業務を執行した公認会計士の氏名等

小林 雅彦(継続監査年数1年)、寺田 裕(継続監査年数2年)

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士14名 その他10名

その他は、日本公認会計士協会準会員、システム監査担当者等であります。

4. コンプライアンス体制

グループコンプライアンス体制については、社長を委員長とするコンプライアンス経営実行委員会が領導し、コンプライアンスの重要性について、当社グループの「経営理念と社員行動憲章」に定め、社内研修等の都度、従業員全般に周知徹底しております。加えて、昨今、日本、諸外国で汚職防止法、競争法などが強化されていることを踏まえ「パスコグループ グローバルコンプライアンスポリシー」を定め、海外を含む当社グループ全体において一貫性のあるコンプライアンス経営を推し進めております。また、取締役会においては、社外監査役が必ず出席し、コンプライアンスの視点より業務執行の決定に関する議論をしております。

なお、前事業年度における独禁法コンプライアンス監査は平成29年9月から平成30年3月の間に、全国24ヶ所の支店およびグループ会社で実施いたしました。

5. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査の状況としては、業務監査部による内部統制評価ならびにコンプライアンス等の監査を実施しております。

また、監査役監査の状況としては、取締役会においては、社外監査役が必ず出席し意見を述べるほか、計画的に当社各部門およびグループ会社を訪問し、監査役会規則および監査役監査基準に則り、業務の適法性、適正性について監査しており、その結果は本社主管部門へ情報提供され、経営改善に繋げております。また、各監査役と業務監査部は連携し経営監視に努めています。

6. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程を定め、予め事業全般におけるリスクを想定・分類し、潜在するリスクを把握することによりその影響度を低減させるべく、リスク管理体制を整備しております。特に、コンプライアンスリスク、業務リスク(「情報セキュリティ管理」、「成果物の品質管理」、「労務管理」等)につきましては、日常のモニタリングを通じて対応を強化しております。

7. 情報開示

情報開示につきましては、経営内容の透明性を高め、ステークホルダーの皆様の信頼にお応えできるよう、迅速な開示に努めています。

8. 指名、報酬の決定

前述の原則3-1に記載の通りであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役(監査役会)ならびに社外取締役の機能を有効に活用して上記の諸施策を実施することでガバナンス体制の向上を図っており、これにより経営監督機能と業務執行機能の強化が可能になるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知記載事項の正確性を確保しつつ、検討期間を確保するよう、法定期日より前倒しし、株主総会開催日の3週間前を目安に発送するよう努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	親会社と協調して、株主総会開催日を集中日より回避し、株主の総会出席機会を確保しております。
その他	現在は招集通知発送日前日に、東京証券取引所ならびに当社ホームページに招集通知データを掲載いたしておりますが、株主総会開催日の3週間前を目安に掲載するよう努めています。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1. 開催時期： 年1回 期末決算発表後(1~2週間後) 2. 開催場所： 東京証券取引所 3. 開催内容： 決算、業績見込み及び事業方針の説明	あり
IR資料のホームページ掲載	1. URL: https://www.pasco.co.jp/ 2. 掲載内容 決算短信、有価証券報告書、四半期報告書他	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	冒頭に記載の通り、当社は、株主の権利の尊重と全てのステークホルダーとの協働に努めています。役職員に対し、「セコムグループ社員行動規範」の遵守を義務付け、また「パスコグループ社員の行動憲章」を行動や意識の礎として、社内規程でステークホルダーの立場を尊重するよう規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は事業を通じて「安心で豊かな社会システムの構築」に貢献することを経営理念の筆頭に掲げており、災害・環境対策等の取り組みは社会的使命と捉えて企業活動を行っています。ホームページでは、CSR(環境・社会貢献活動)で災害撮影や環境防災関連商品等を掲載し、事業活動における社会貢献や災害・環境対策に取り組んでいます。 これらの活動により、本業の計測技術と、空間情報処理技術を駆使した災害復旧支援活動が評価され、公益社団法人日本フィランソロピー協会から「いのちを救うパートナーアイ賞」を受賞しております。 https://www.pasco.co.jp/csr/ また、当社では、環境保全規程等を定め、全社的に環境保全に取り組んでおり、環境負荷低減を推進するため、ecoマークの採用等も含め、ISO14001を取得し、その要求事項に適合した統合マネジメントシステムを全社に推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、以下の通り基本方針の変更を平成29年4月21日開催の取締役会において決議しました。

1. 総論

本決議は会社法第362条第5項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は各担当部門長の下で実行され、不断の見直しにより改善が図られるものである。

2. 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員はセコムグループの一員として、法令・定款遵守(コンプライアンス)を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、親会社であるセコム株式会社が創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準(反社会勢力との関係遮断を含む)を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。当社におけるコンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

1)当社の事業にとって不可欠な要件は、法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。これを実践するべくグローバルに法令遵守水準の維持・改善に責任を有するコンプライアンス統括責任者を置くとともに、コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であるという考えに基づき、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、代表取締役社長が全社を統括する。

2)各分野別の責任を持つ部門長は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務部その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。

3)代表取締役社長の命により管理本部業務監査部が適時組織横断的に査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。査察の結果は代表取締役社長に直ちに報告される。

4)役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなく、しかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合は、法務部に通報できる社内通報窓口(ほっとヘルpline)を設置する。また、匿名の通報を希望する者のために、外部弁護士による「社外通報窓口」を設けている。この通報により通報者は何らの不利益も受けず、そのことは秘密事項として扱われるとともに直ちに必要な調査が行われ適正な処置がとられる。

5)会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題(コンプライアンスにかかわる事項を含む)を審査し、事業リスクに関する重要な決定を行うため代表取締役社長を委員長とする常設のコンプライアンス経営実行委員会を設置する。コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は、コンプライアンス経営実行委員会で審議のうえ、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

6)財務報告に係る内部統制については企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)取締役の職務執行に係る情報(取締役会議事録・決裁文書など)は、当社規程に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

2)1)の規程等の新設、重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)当社はリスク管理規程を定め、事業リスクに対応する管理態勢を整備し組織的・継続的に監視することを徹底するほか、リスクごとに管理責任を明確にし責任者を選任する。当該責任者は次の責任を有する。

- (1)あらかじめリスクを想定・分類する
- (2)有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する
- (3)日常的なリスク管理状況の監査を実施する

2)同責任者は、代表取締役社長、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告する。

3)リスク管理規程の重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

当社のリスクを次の通り分類する。

- ・ハザードリスク(災害・事故等)
- ・戦略リスク(事業戦略・計画等)
- ・業務リスク(業務事故・取引事故等)
- ・報告リスク(財務報告・公的報告等)
- ・コンプライアンスリスク(法令・内規等)

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「経営理念と社員行動規範」を基軸とする運営・執行を行う。

2)当社は取締役の職務の執行にあたり、全社総力を結集するため、ITを駆使したシステムによって即時にその徹底を図る体制をとる。また、示通達の周知や決裁文書による個別意思決定、執行のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制とする。

3)当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

6-1. 親会社との関係にかかる体制

1) 当社は、上場会社として独立した立場で経営の決定を行なう。

2) パスコグループ各社は「経営理念と社員行動規範」を基本理念として、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。

3) セコムグループ総体としての事業ビジョン達成に向けグループシナジーを高めるため、重要意思決定についての親会社との事前協議・承認事項の整合、重要事項報告の確認を明確にする。

6-2. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社の役職員は子会社との間のグループ運営において「グループ会社運営規程」にもとづき行動する。

2) パスコグループ各社は、その規模・業態・グループ戦略上の位置づけ等をふまえ、業務の適正を確保するための当社の体制に準じて必要な整備を行う。

3) 当社の代表取締役社長は管理本部業務監査部に命じ、必要に応じて子会社を査察するものとし、子会社は親会社である当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び事業リスクの把握に努める。

4) 子会社各社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社の法務部に通報できる社内通報窓口(ほっとヘルpline)を設置する。

5) 重要な子会社については当社の監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。

6) 当社監査役会は、グループ各社の監査役と緊密な連絡をとり、情報の共有化を図る。

6-3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社の代表取締役社長は、子会社の社長並びに監査役等と緊密な連絡をとることにより、グループ情報並びに運営理念の共有化を図り、グループ総体の内部統制にかかる諸問題の討議等を行い、業務の適正に努める。

6-4. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

パスコグループ各社は「リスク管理規程」に則り、事業リスクに対応する管理態勢を整備するとともに、「グループ会社運営規程」に則り、運営管理事項の報告を行う。また重要事項発生時には当社に遅滞のない報告を行い当社の統制下で適切な対応をとる。

6-5. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため体制

パスコグループ各社はITを駆使したシステムによって職務の執行にあるとともに、パスコの情報セキュリティ基本方針に則り運営管理及び経営情報等についてIT統制を行う。またその運用状況について適時に親会社である当社の査察を受けるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の職務を補助する使用者が必要な場合は、当社の使用者から監査役補助者を任命する。

8. 上記7. の使用者の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

2) 監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役、使用者の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

9. 監査役への報告に関する体制

9-1. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制

1) 当社の役職員が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次の通りとする。

(1) 経営および財務並びに事業遂行の状況

(2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(3) 重要な訴訟・係争に関する事項

(4) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

(5) 重大な法令・定款違反

(6) 社内通報窓口(ほっとヘルpline)の通報状況及び内容

(7) コンプライアンス経営実行委員会その他で決議された事項

(8) その他コンプライアンス上重要な事項

2) 当社の役職員は、社内通報窓口(ほっとヘルpline)により法務部を通じて監査役へ報告する体制とする。

9-2. 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

パスコグループ各社の役職員は、社内通報窓口(ほっとヘルpline)により法務部を通じて当社の監査役へ報告する体制とする。

10. 上記9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「内部通報制度運用規程」に則り、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

11. 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会に対して、監査役の職務の執行について生ずる正当な費用の前払又は償還を受ける機会を保証する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社の監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われるようとする。

2)当社は、監査役会に対して、独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムの基本方針」に記載の「セコムグループ社員行動規範」において、反社会的勢力といかなる関係も持たないことを掲げ、当社グループにおいても、経営理念とパスコグループ行動指針の基本理念の中で「社会的に公正であることを判断基準として、法令遵守、社会倫理を尊重し、常に正しさを追及する」を掲げ、かつ、反社会的勢力排除に向けたマニュアルを規定し、役職員が一体となってこれを遵守し、業務に努めています。なお、(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、特殊暴力の排除と被害防止活動を積極的に推し進めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社法施行等により、コーポレート・ガバナンスは当社においても内部統制システムの整備等、より充実したものとなりつつありますが、コンプライアンス経営のより一層の推進・内部監査機能のレベルアップ等、全社を対象とした意識向上と継続的な見直し・教育の機会が大切と考えております。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様からの信頼と支持が得られるよう、適時・正確・公平かつ迅速に開示することを基本方針としています。

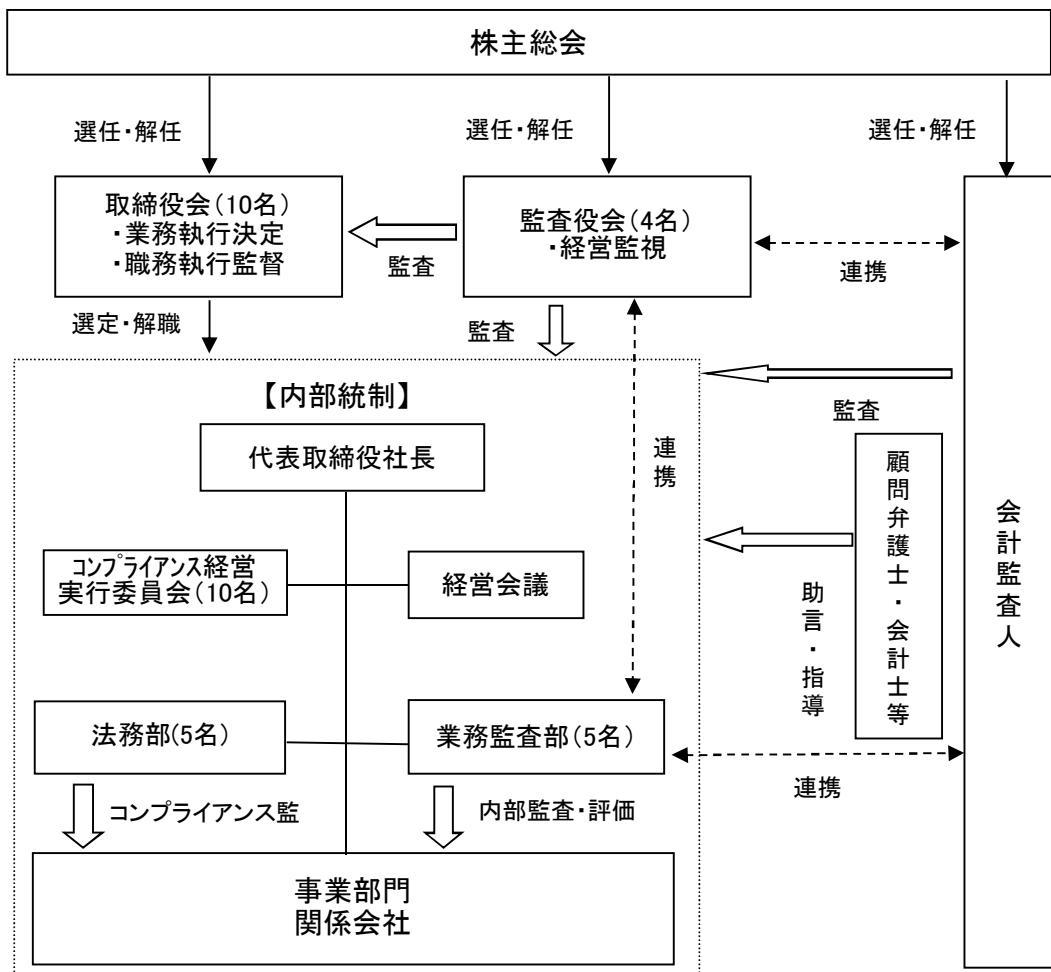
また、会社法、金融商品取引法、各種法令および証券取引所の諸規則を遵守し、「適時開示規則」に該当する情報ならびにその他有用な情報を迅速に開示することとしております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

重要な会社情報(子会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実および決算情報等)について、財務本部、法務部、基幹業務本部等で協議し、「適時開示規則」に従って、取締役会もしくは代表取締役社長の承認を得て、公表内容、時期および方法を決定します。

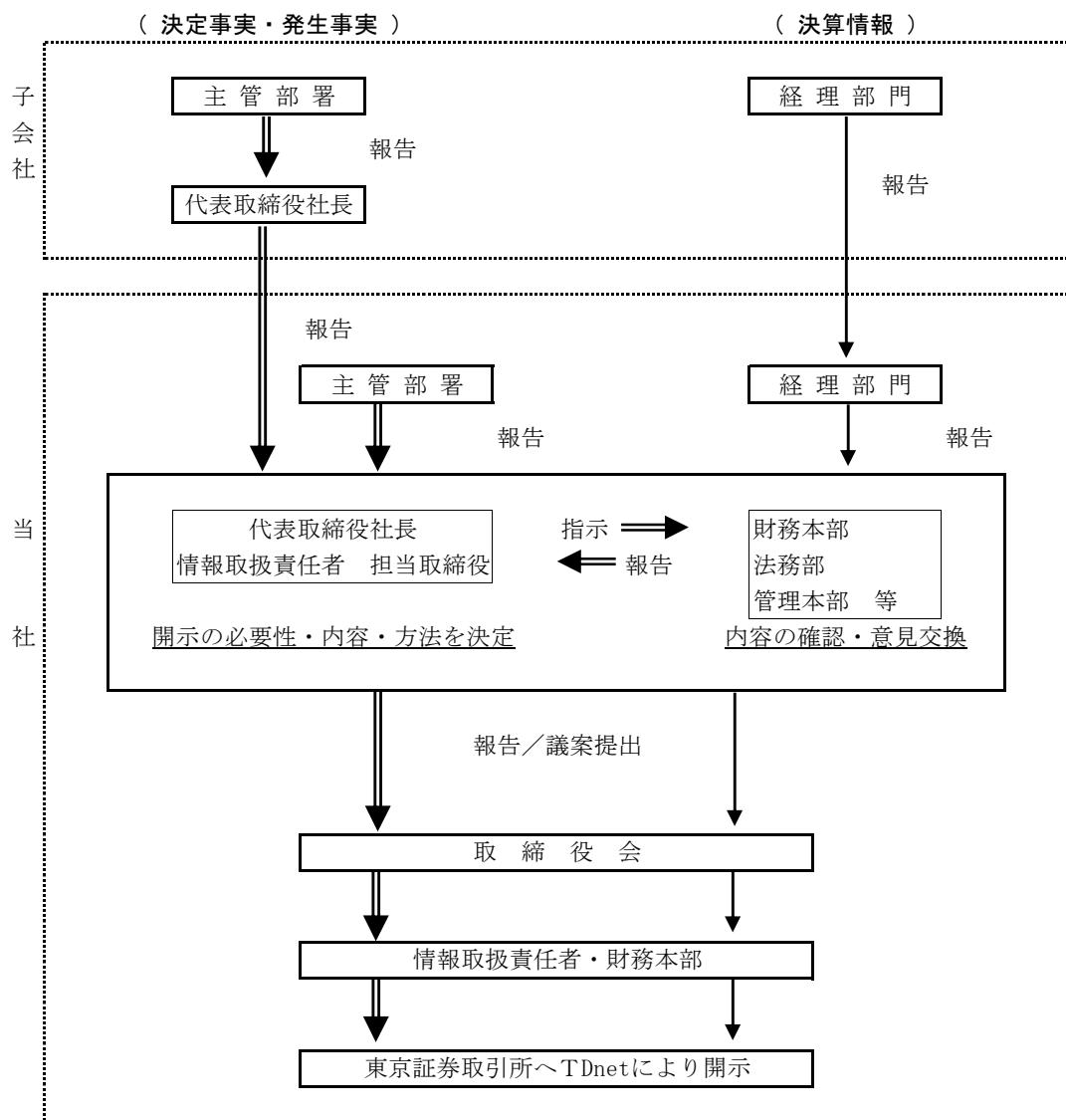
リスク管理規程を定め、様々な事象の発生情報は迅速に代表取締役社長および担当部署に報告される体制を整え、確かな情報の収集を行っております。

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞



3. 適時開示プロセス

当社グループの開示体制の概要図



(注) 1. 代表取締役社長が緊急な開示が必要と判断した場合は、取締役会への報告・審議が事後となることがあります。

2. TDnetへの登録に加え、兜俱楽部への資料投函、当社HPへ掲載を行います。